

# 地域連携推進会議 運営規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規程は、地域連携推進会議を適切に運営し、利用者と地域の関係づくり、サービスの質の確保・向上、運営の透明性の強化、利用者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 第2条（設置単位）

本会議は、対象となる障害者支援施設 希望の森に設置する。

## 第2章 構成および開催

### 第3条（構成員）

1. 構成員は以下の者から、選出する。ただし、(1)～(3)の参加は必須とする。

- (1) 利用者
- (2) 利用者家族
- (3) 地域住民・地域関係者
- (4) 福祉分野に知見のある者
- (5) 経営・運営に知見のある者
- (6) 施設所在地の市町村担当者等

### 第4条（開催頻度）

1. 会議は、おおむね年1回以上開催する。
2. 同じ頻度で構成員による施設見学（訪問）を実施する。
3. 対面開催を原則としつつ、オンライン併用も可能。ただし、全員オンラインではなく、必ず1名以上が施設を訪問すること。

## 第3章 運営体制

### 第5条（事務局）

1. 障害者支援施設 希望の森に事務局を置き、運営・調整・資料作成・議事録作成などを担当する。

### 第6条（開催の手続）

1. 構成員選定・参加依頼
2. 日程調整と場所（またはオンライン）の確保
3. 資料作成と配布
4. 会議開催
5. 議事録作成・配布および保存
6. 議事録・資料の公表

## 第4章 実施内容

### 第7条（協議・報告事項）

会議では、以下について報告・協議・助言を得る。

- (1) 利用者の日常の生活の様子
- (2) 職員の支援の様子
- (3) 地域の関係者に対する障害の理解促進
- (2) 施設運営・経営状況
- (3) BCP・災害時対応状況
- (4) 虐待、事故、ヒヤリハット等
- (5) 地域との連携・課題共有
- (6) その他運営の透明性・質に資する事項

### 第8条（施設訪問）

施設を構成員が訪問し、利用者・職員との対話や環境確認を行う。

## 第5章 議事記録・公開

### 第9条（議事録）

1. 事務局が議事録を作成し、構成員に配布する。
2. 記録には助言・要望とそれに対する施設の対応を明記し、公表する。

### 第10条（記録の保存）

議事録等の資料は一定期間保存し、必要に応じて行政や構成員に提供できるようにする。

## 第6章 秘密保持

### 第11条（守秘義務）

構成員および関係者は、本会議を通じて知り得た個人情報を含む秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

## 附則

本規程は、令和7年4月1日より施行する。